

香港市場向けプロモーション業務委託仕様書

1 目的

訪日意欲が高い香港市場の訪日リピーター層の誘客に向けて、インフルエンサーによる情報発信や旅行会社へのセールスを通じて、本県の認知度向上及び誘客拡大を図る。

2 委託業務の名称

香港市場向けプロモーション業務委託

3 委託契約の期間

契約締結日～令和7年3月21日

4 業務内容

(1) インフルエンサーモニターツアー

①インフルエンサーの選定・募集

- ・ 香港市場の訪日リピーター層への発信力があるインフルエンサーを5人以上募集し、各自のモニターツアー実施を支援すること。
- ・ モニターツアーは、参加者自身で旅行手配やツアー実施を行うこと。
- ・ 参加者の募集・選定にあたっては、応募者から以下の内容を含んだ企画資料の提出を求め、審査を行うこと。

ア WEB情報、口コミなどを参考にしたツアー行程案

イ モニターツアー中及び終了後の情報発信予定回数（合計）

ウ 各取材スポットでの口コミ投稿（トリップアドバイザー等）の対応可否
（投稿可能な場合、投稿媒体や投稿回数も確認）

エ その他、秋田県の魅力を訴求する提案等

- ・ ツアー行程の作成にあたっては、県内3泊以上とすること。
- ・ 情報発信回数は1人あたり4回以上とすること。
- ・ 参加者の選定にあたっては、県と協議の上、最終決定を行うこと。
- ・ 参加するインフルエンサーはSNSやYouTube等のアカウントで合計10,000人以上のフォロワーがいることを目安とし、在住地は問わないこととする。
- ・ ツアー催行時期は、令和6年7月から令和7年2月末までとする。

○ 目標とする指標

情報発信回数 合計20回以上

リーチ数 合計10万リーチ以上

②モニターツアーの実施、情報発信等の管理

- ・ ツアー実施中に各体験スポットや宿泊施設等について、参加者が発信した投稿内容を随時確認し、秋田県の魅力を訴求する内容となっているかチェックを行うこと。
- ・ 投稿内容に不備がある場合は参加者に連絡を取り、内容の修正を依頼すること。

③情報発信の確認、とりまとめ

- ・ 各参加者に対して、ツアーの様子が確認できる報告書を提出させること。
- ・ 各参加者に対してアンケート調査を実施し、集計及び分析の上報告すること。なお、アンケートの内容については、事前に委託者と協議することとし、今後の香港市場からのインバウンド誘客の検討材料となるものにする。

(2) セールスサポート業務

- ・ 委託者が行う現地でのセールス活動について、訪問旅行会社の選定、アポイントメント、同行・通訳及び車両手配等を行うこと。(1回程度)
- ・ 訪問旅行会社から資料請求や補足説明等の依頼があった場合は、速やかに対応すること。

(3) 独自提案

- ・ 上記業務のほか、受託者が提案する、本県の認知度向上又は誘客に資する業務を実施すること。ただし、経費については、本契約額の範囲内で行うものとする。

5 契約に関する条件等

(1) 報告書の提出

- ・ 本業務の契約期間満了時に実績報告書を提出すること。
- ・ 上記報告のほか、必要な場合は適宜書面にて状況を報告すること。

(2) 再委託等について

- ・ 受託者は本業務のすべてを第三者に再委託し、又は、請け負わせてはいけない。
- ・ 受託者は本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容、実施体制等を事前に書面にて提出して委託者の承認を得るものとする。

(3) 業務の履行に関する措置

- ・ 委託者は本業務(再委託した場合を含む)の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。
- ・ 受託者は前記要求があったときは、当該要求に係る対応を決定し、10日以内に委託者に書面で提出しなければならない。

(4) その他

- ・ 受託者は本業務(再委託をした場合を含む)を通じて知り得た情報を機密情報とし

て扱い目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。また、契約終了後も同様とする。

- 受託者は本業務（再委託をした場合を含む）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。
- この仕様書に定めのない事項については、両者協議の上、決定する。